

身体拘束最小化のための指針

第1 身体拘束最小化に関する考え方

市立豊中病院（以下当院）の病院理念のもと「患者さんの権利」において人権が公平に尊重される権利を保障している。そのため、身体的・精神的・社会的に弊害をもたらすおそれのある身体拘束は、原則実施しない。したがって、患者の「尊厳を保持」した療養生活を支えるケアを念頭に、関係者は一致協力して身体拘束最小化に向けた取り組みに、主体的にかかわっていかねばならない。

第2 基本方針

1. 身体拘束は原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の実施を原則禁止する。

この指針でいう身体拘束は、「衣類または用具を使用して患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限」をいう。緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合もその要件と適正な手続きを経ていない場合は、虐待に該当する行為とされることもある。

2. 身体拘束禁止に取り組む姿勢

- ①患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。
- ②身体拘束をすぐに行う必要があるかを多職種で評価し、身体拘束をしなくても良い対応を検討する。
- ③多職種での検討の中で、身体拘束の必要性や患者への適性を評価する。
- ④身体拘束は一時的に行うものであり、期間を決め、多職種アセスメントを行い身体拘束解除に向けて取り組む。
- ⑤身体拘束を行う必要を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。
 - ア) 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
 - イ) 言葉や対応などで、患者等の精神的な自由を妨げない。
 - ウ) 患者の思いをくみ取り、患者の意向に添った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める。
 - エ) 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
 - オ) できるだけ薬物を使用しない、または環境調整などによる認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。
- ⑥身体拘束には該当しない患者の身体又は衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図した使用は最小限とする。
- ⑦薬剤について
認知症診療・ケアマニュアルに準ずる。
- ⑧スピーチロックについて理解する。
- ⑨検査・手術・血管室及び内視鏡室で実施する治療において、使用する固定具（小児を含む）については、多職種カンファレンスを実施し患者の安全を優先する。

3.緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合

①身体拘束を行わざるを得ない場合の要件について

患者または他の患者等の生命または身体を保護する措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合は、次の3原則を全て満たし、かつ緊急やむを得ない場合の要件と手続きを実施した場合に限り一時的に身体拘束を行うことができる。

切迫性: 患者本人または他の患者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性: 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替策がないこと
一時性: 身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

②身体拘束を行わざるを得ない場合の説明と同意について

上記3原則については、医師・看護師を含む複数の職種で検討し、医師が指示し、患者・家族の説明と同意をえることを原則とする。

4.対応について

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合は「身体拘束最小化に向けた取り組みマニュアル」に沿って実施する。

第3 身体拘束最小化のための体制

以下の取り組みを継続的に実施し、身体拘束の最小化のための体制を維持・強化する。

1. 身体拘束最小化に向けた会議の開催(身体拘束最小化にチームの設置要綱に準ずる)
2. 身体拘束最小化チームの役割
 - ①身体拘束の実施事例の適性化に向けた医療・ケアを検討する。
 - ②定期的に本指針・マニュアル見直し、職員へ周知して活用する。
 - ③身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
 - ④医療・ケアに携わる職員に対して、年1回以上の研修を実施する。
 - ⑤その他、必要な教育・研修の実施及び実施内容の記録

第4 多職種による安全な身体拘束の実施及び解除に向けた活動

患者が身体拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状及び全身状態の安定を図ることが、安全な身体拘束の実施、早期解除に繋がる。医療・ケアに携わる職員は、身体拘束におけるそれぞれの役割を意識して患者に対応する。

第5 本指針の閲覧について

本指針については、市立豊中病院のホームページに掲載し一般に開示する。また、患者家族等から閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

第6 その他

職員は本指針の目的を十分に理解し、本院の活動に積極的に参画するよう努めなければならない。

附則 この指針は 2024 年 11 月 15 日より施行する。

この指針は 2025 年 1 月 24 日 部分改訂

この指針は 2025 年 9 月 29 日 部分改訂